

空き家を売りませんか？ 貸しませんか？

# 洲本市空き家バンク登録について



## 洲本市空き家バンクとは？

洲本市内の空き家を「売りたい・貸したい」空き家所有者と「買いたい・借りたい」利用希望者の橋渡しをする制度です。

一度ご覧ください！

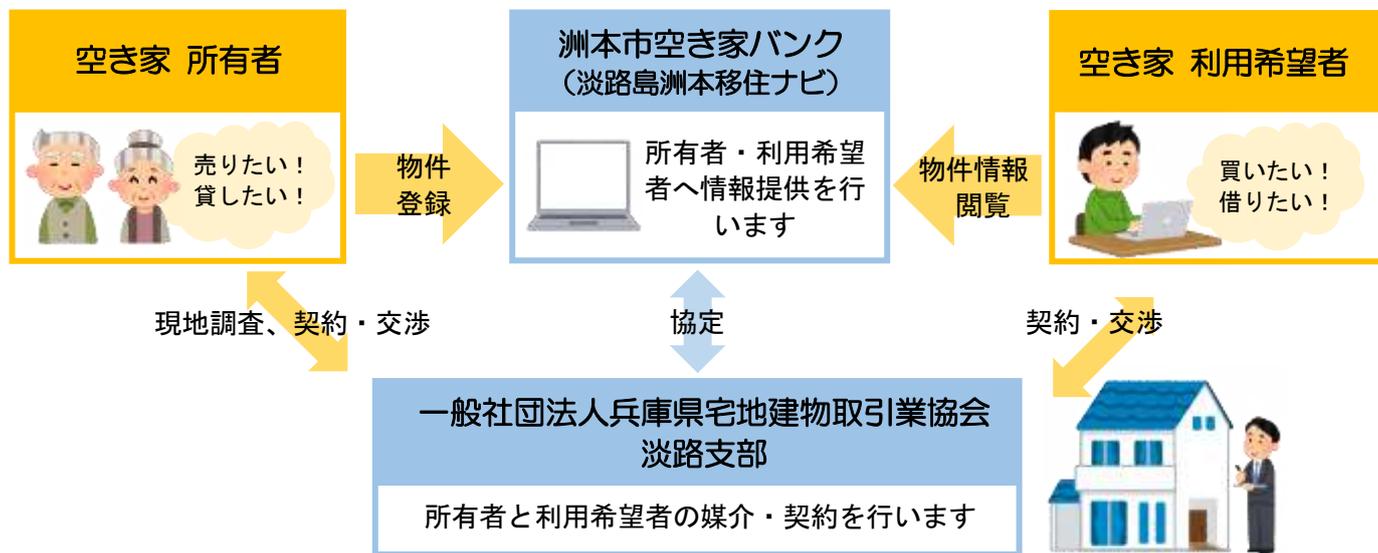
淡路島洲本移住ナビ



空き家バンクに登録するとホームページを通して物件情報を公開し、空き家利用希望者に広く情報提供することができます。是非ご活用ください。

## 空き家バンクの仕組み

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部と連携し、洲本市が運営しています。（通常の不動産売買・賃貸契約と同じく媒介手数料が必要です。）



## 登録要件について

登録を希望する「空き家」は、以下のすべてに当てはまりますか？

- 洲本市内にある
- 居室、台所、便所、出入口が設けられている住宅とその敷地である
- 居住していない（近く空き家になる予定である）
- 分譲または賃貸を目的とする事業者所有の空き家ではない



登録を希望する「空き家」と「その敷地」の権利関係について以下のすべてに当てはまりますか？（登記事項証明書、権利証書などでご確認ください。）

- 表題登記がある（増築部分、離れ、倉庫等含む）
- 所有権の登記名義人である（相続登記が完了している）
- 他に共有者がいるが、その共有者の同意を得ることができる

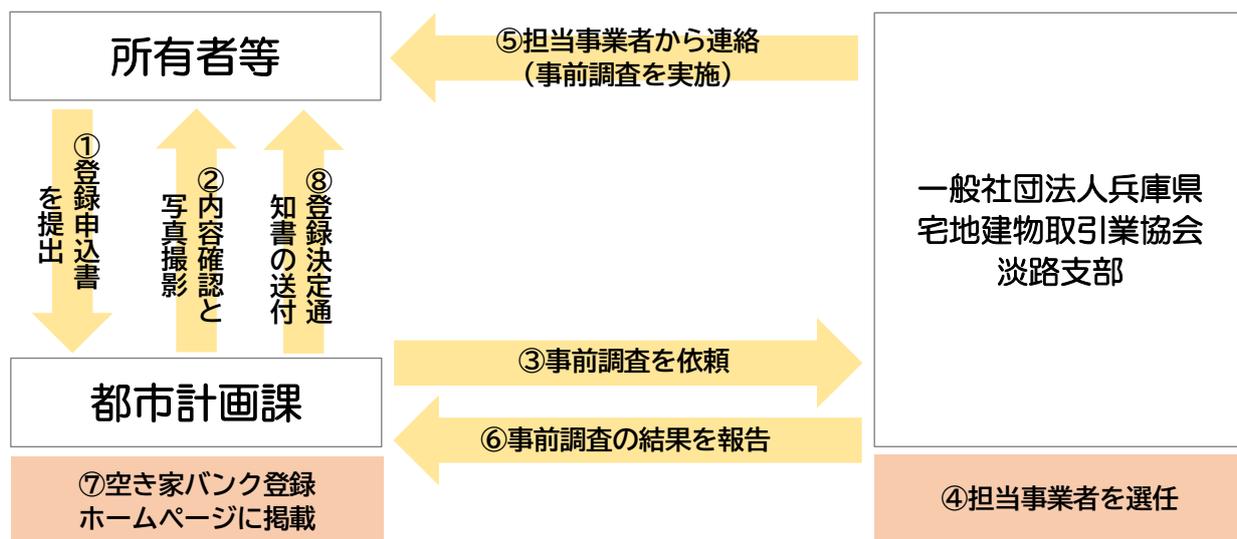


### Aパターン 都市計画課へ登録申込みする場合

申込書等をご準備いただき、都市計画課までご提出ください。受付後、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部により、淡路支部に加入する事業者の中から担当事業者を選任します。（担当事業者選任まで1～2ヶ月かかります。）

事前調査後、空き家バンク登録の可否を決定します。

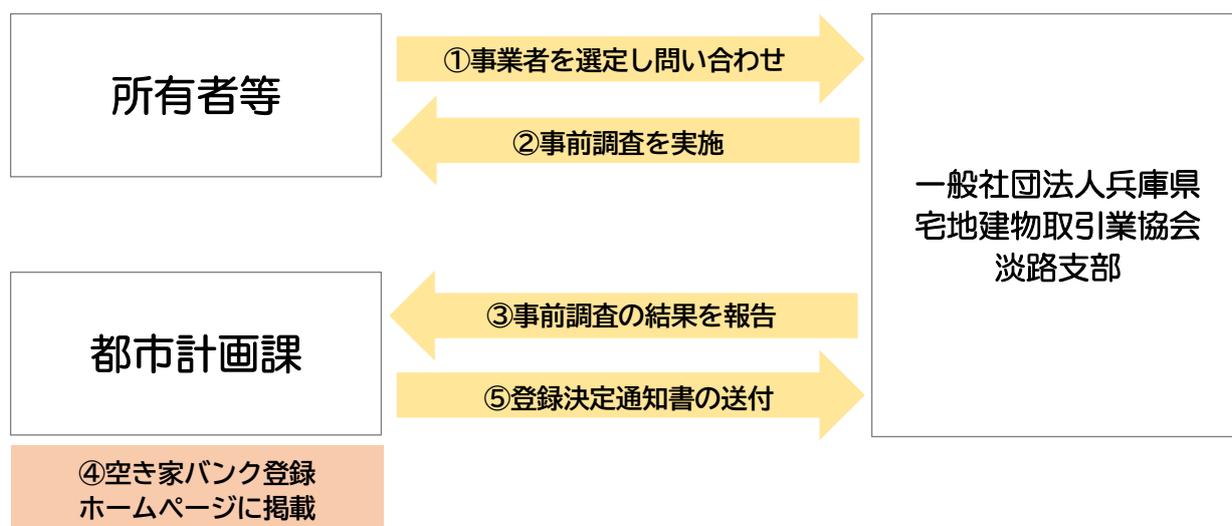
（申込書等については別紙「洲本市空き家バンク 提出書類について」をご参照ください。）



### Bパターン 事業者を通じて登録申込みする場合

一般社団法人宅地建物取引業協会淡路支部に加入する事業者の中から選定した事業者へ直接お問い合わせください。（事業者については、都市計画課までお問い合わせください。）

事前調査後、空き家バンク登録の可否を決定します。



お問い合わせ先

洲本市 都市整備部  
都市計画課

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号  
☎0799-24-7611(直通)  
E-mail: toshikei@city.sumoto.lg.jp

洲本市空き家  
バンク HP

